

平成 30 年度 事業計画

I 甲賀会基本方針

平成 30 年 4 月より第 7 期介護保険計画が始まります。国の方針としては、I 地域包括ケアシステムの深化、推進、II 自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、III 多様な人材の確保と生産性の向上、IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保を図ることとしています。

法人運営においては、国の方針に準拠した方針として、I 地域における福祉施設の役割を再確認し、医療・介護サービスが適切に切れ目なく提供できる体制を整備します。II 特養への入所者は入所の時点ですでに重度化されている方が少なくありませんが、悪化防止のため、導入できる機器をそろえ入居者、職員にとって負担のないように体制を整えます。居宅サービスにおいては、同じく機器の導入と並行し、リハビリ等専門職の採用を念頭に、質の高いサービスを提供できるよう努めます。III 介護人材のみならず、全ての業種において人員不足が起きている中では、採用活動では補いきれない現実に対して、介護以外の人材を有効に活用し、専門職以外の採用の拡大、人の仕事を補い得る機器の導入などを実施していきます。IV 適正化による報酬減を避けるため、制度に則ったサービス提供を実施し、経営基盤の安定化を目指します。

II 特別養護老人ホーム

基本方針

平成 30 年は個室ユニット型施設としてスタートします。従来型施設では個別ケアの実施には困難な状況が多く存在しましたが、個室ユニットでは多くのデメリットが解消され、少人数単位でのケアを実践し、その人らしい生活の継続が出来るよう支援していきます。

施設全体としての職員数は増えるものの、各ユニットに分散し所属するため、職員間コミュニケーションをしっかりととれる体制づくりは必須のことになります。ICT ツールを活用し、法人全体の連携体制をしっかりと構築していきます。

活動計画

- ・年間稼働率 96.0% 延べ 17,520 人（入退院当日及び措置入所者含む）
空床は月平均 2 人以内（入院期間含む）
- ・平均要介護度 3.9
- ・加算の算定
栄養マネジメント加算、口腔衛生管理体制加算、日常生活継続支援加算、
看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

日常生活リズムについて、24時間シートを作成し、その方のリズムを重視したスケジュールとする。起床から就寝を当人に合わせる。

食事について起床時間に合わせて朝食を提供し、パン又はご飯の提供を選択してもらう。昼食や夕食は食品衛生の関係である程度提供時間に制限が生じるが、一斉に提供せず好きな時間に召し上がっていただけるよう工夫する。

入浴サービスは浴槽と職員体制の関係で自由な時間に利用してはいただけないが、定時を希望されれば定時、日によって変わることを好まれる方には希望を聞いて対応し、週2回は入浴サービスを提供する。

排泄介助は羞恥心に配慮し、極力トイレでの介助を行うが、居室での介助の場合も、排泄介助とわからないよう職員が訪室を工夫し対応する。

社会との交流について、家人の協力を得ながら、外出や面会の機会が多くなるよう働きかける。近隣の小中学生の訪問や慰問の受け入れも積極的に行い、メリハリのある生活が送れるよう支援する。

Ⅲ 短期入所生活介護

基本方針

短期利用はご家族の介護負担を軽減する目的において、地域で担う役割は大きい。担当ケアマネジャーの作成するケアプランに則り、ご利用者、ご家族の希望する生活の継続を支援できるよう施設介護計画を作成し、同意を得てサービスの提供にあたり

平成30年度からは短期入所も個室ユニット型施設となるため、介護予防短期入所

生活介護事業を県に申請し、要支援者の利用を促進する。

活動計画

- ・年間稼働率 90.0% 延べ 3,285 人（特養空床利用含む）
- ・平均要介護度 3.32
- ・加算の算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ
夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ、

Ⅳ 通所介護事業、介護予防・日常生活総合支援事業

基本方針

平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活総合支援事業が介護予防と並行してスタートしましたが、平成 30 年度からは総合支援事業に統一されます。当事業所は現行の通所介護相当の事業を提供しますが、要支援の方は本人の選択により事業所を決定されます。その他通所型サービス A 型及び C 型が存在しますが、当面は現行相当の事業のみを実施する予定です。

利用者の獲得は、地域包括支援センター及び担当ケアマネジャーに施設での様子を報告し、選択していただけるように営業活動を強化します。

特養の引っ越しを機に食堂として使用していたフロアーが空いてしまうので、デイサービスの活動の一環として新形態のサービス提供を検討する必要があります。

活動計画

通所介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業

- ・年間稼働率 75.0% 延べ 3,415 人（253 日営業）
4 月利用者 一日平均 12 人 → 3 月 13.5 人
- ・平均要介護度 2.68
- ・加算の算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ、入浴加算、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

援助内容については職員によって対応方法が異なる事が無いよう周知徹底し、援助対応時は記録を取り、次期の施設介護計画の指標とする。

入浴、排泄、食事の援助は生活リハビリの一つとして、担当職員がご本人の特徴を理解し、安全に「できる事」は自分でしていただけるよう実施する。

送迎時を含め、ご利用者との関わりのある場面では常にリスクが伴っている。些細な事でも情報の共有を行い、一人一人が危機管理意識を持ち援助にあたる。

V 居宅介護支援

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮し、保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるよう、相談・連絡・調整に努める。地域包括支援センターより甲賀町内の要支援者の紹介を受け、要介護状態へ悪化しないようプランの作成を行い、要介護状態へ移行した際は、継続したサービスの提供を行うと共に、小規模多機能ホームあかりへの紹介等を実施し、在宅生活の継続を図る。

ケアマネジャーは地域包括ケアシステムにおいても重要な役割を果たしているため、事業所規模を拡大し、特定事業所加算を算定できる体制を早期に確立したい。甲賀町では居宅介護支援事業所は当事業所のみとなるが、ケアマネジャーの募集がほとんどなく介護職員同様採用を目指す。

活動計画

- ・年間計画作成数 延べ 840 件、月平均 70 件（ケアマネ 2 名）

VI 小規模多機能型居宅介護事業 《あかり》

基本方針

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成

29年6月2日公布)において、小規模多機能等を普及させる観点から居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与が強化されている。今後も小規模多機能は居宅サービスの中心として位置づけられていくものと思われ、当事業所も機能を強化していく。

通い、泊まり、訪問を同じ職員が対応する形態の事業のため、職員の応募自体が少ない。夜勤体制を充実させ、泊りサービスを希望する利用者を獲得する。夜勤体制の充実により新規利用者の獲得が可能となる。訪問での対応がサービスの性質上、自由度が高い分だけ事業所に係る負担も増えており、他サービスを参考に制限を設ける。

活動計画

- ・年間登録者 64.0%
4月利用者13人 → 3月利用者16人
- ・平均要介護 2.8
- ・加算の算定
看護体制加算Ⅰ、総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅱ、
認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

サービス提供は自由度が高いが、一定のスケジュールを提示したうえで利用者を選択していただく。

他の居宅サービスであれば回数等の制限があるように、小規模多機能においても言っている回数の目安を提示する。多くのサービス提供は事業所の負担のみならず、利用者の自律の妨げになってしまう可能性もあるため、過剰サービス防止の観点から取り入れる。

大原中自治振興会や大原中区と連携し、地域の行事への積極的な参画を実施し、地域の中のあかりとして活動を行う。

VII 行事予定

4月	お花見 水口祭見物
5月	油日祭見物 端午の節句 つつじ見物 家族会
7月	七夕会 大原祇園見物

8月	夏祭り スイカ割り 花火大会
9月	運動会 敬老会
10月	運動会 芋ほり さんま炭火焼き
11月	文化祭見学 紅葉見学 油日小音楽会
12月	クリスマス会 餅つき
1月	新年会
2月	節分
3月	ひな祭り

VIII その他共通事項

1、個人情報保護について

ご利用者、ご家族、代理人などの個人情報の保護については、個人情報保護の基本規程に則り、個人情報の取り扱いについて周知徹底していく。

広報活動の強化に伴い、さまざまな場所で写真等を使うことになるため、改めて取り扱いについて確認を行う。

2、基本的人権の尊重

企業の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会を実現するため、全職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じ、施設全部門をあげて人権尊重を基本とした企業活動を推進する。

3、災害対策

災害時の福祉避難所としての機能強化に努める。防災計画の見直しと、備品の管理、新設特養での防災対策を建設の段階で導入する。

職員間での情報共有のネットワークを構築する。災害時の指示系統、安否確認に寄与できるIoTを検討する。

4、地域貢献

当法人には社会福祉充実計画の作成義務はないが、現在の限られた人員の中で地域福祉に一助となるアイデアを出し、居宅サービス、居宅支援サービスを中心に、法人運営の負担とならない範囲内での貢献を検討する。